



# 明治期を中心とした伝染病における 神戸市と華僑の防疫・衛生・埋葬

# 衛生管理の変遷

明治8年 内務省に衛生局が設けられる

明治12年 各府県の警察部に衛生課が新設（昭和初期まで継続。防疫活動を主眼）

昭和8年 疾病の予防、特に結核問題が重要視。公衆衛生の向上は従来の警察による取りしめりだけでは難しいと専門職による指導と実践の必要性が認められる。

昭和12年 帝国議会で保健所法が承認、公布。保健所の誕生。

昭和17年 厚生省の基本政策として保健指導事業をすべて保健所の傘下に吸収。

衛生行政事務は警察署、指導事業は保健所。

昭和23年 新保健所法施行まで警察署が衛生行政の中心に

# 外国人居留地管理

修好通商条約第三条に基づき、日本側と各国領事の間で外国人居留地の管理について、「地所規則」「約定書」を結ぶ。

日本側が居留地用地の埋め立て、道路造成インフラ整備を行い、居留地側は道路清掃、街灯管理を管理。

神戸では、1868年1月1日開港後、同年8月に「大阪兵庫外国人居留地約定書」締結。「道路普請、下水溝修復、常夜灯」管理に日本側が関与しないという内容。後の居留地自治の根拠に。

表1 神戸の居留地行政

対象	主体
造成事業 (道路建設、水道建設)	日本側
土地管理 (道路・下水修繕、 徴税、警備)	居留地行事局
住民管理 (出生・死亡登録など)	各国領事
医療サービス	慈善活動

市川智生「開港場神戸における感染症対策と居留自治」  
大阪歴史科学協議会『歴史科学』No.219、2015.2、p.34より抜粋

## 神戸のコレラ流行

1877年9月 西南の役（1877年1月29日から9月24日に現在の熊本県・宮崎県・大分県・鹿児島県において西郷隆盛を盟主にして起こった士族による武力反乱）より凱旋兵が兵庫港に上陸、コレラ患者が発生、全市に伝播、夢野村字東山に避病院設置

（神戸市衛生局保険課『衛生局の歩み』神戸市印刷所、1969年3月、p2、3。）

# コレラの流行と居留地

1879年 愛媛⇒神戸へ（神戸区1228名り患、943名死亡）

兵庫県「虎列刺病予防規則」（兵庫県達丙34号、7月3日）作成

東山避病院設置（日本としての対策）

居留地では、イギリス領事フラワーズが居留地では外国人日本人を問わずひとりも罹患していないと述べ、居留地行事局が対策を行った形跡がみられない。オランダ人医師ハイデンも単なる胃腸炎と紹介（市川2015、p.37）

1886年 大阪⇒神戸へ(神戸区2020名罹患、1741名死亡)

居留地でも対策が急務に。外国人領事による対策会議開催。イギリス、アメリカ、ドイツ、清国、ベルギー、オランダ、ポルトガル連名で対応を通知。

コレラ性疾患に罹った場合、国籍を問わず居留地外国人とされ居留地行事局へ通知、居留地行事局が個別検査、隔離、消毒を実施。

領事が自国の住民管理をする属人主義の原則ではなく、神戸居留地に居住する外国人をすべて管理の対象とする属地主義的な発想に基づいて領域横断的な感染症への対策が行われた(市川2015、p.38)

1890年 神戸市1525名罹患、1193名死亡

日本側、県合同虎列刺予防本部設置、患者は東山避病院へ  
隔離

同年8月、居留地でコレラ発生確認

兵庫県側、対策を県警察部が実施の申し入れ

→居留地内も含めた神戸における感染症対策の一元化

神戸国際病院の医師立ち合いを条件に隔離、消毒等日本側の  
申し出を承諾

以後、1899年居留地撤廃後も同年冬、腺ペスト流行時旧居留地内での外国人の健康診断、消毒は必ず欧米人医師立ち合いが条件とされた(市川2015、p.38、39)



# 神戸市衛生関係施設のとりくみ

1891年6月 市条例をもって衛生常設委員および衛生組合設置。終戦後の衛生組合解散まで長期に渡り防衛関係業務を担う。

1897年 法律第36号伝染病予防法発布。神戸市上水道起工。

1900年 東山避病院を常設病院にし名称を神戸市立東山病院に。汚物掃除法、下水道法発布。水道通水式挙行、給水開始。

1911年 下水溝五大幹線工事完成、コレラ1名、ペスト0名

# 神戸市におけるコレラ防疫



神戸港・港湾従事者に対するコレラ予防接種



← コレラ対策本部  
衛生局長室



一般市民のコレラ予防接種 須磨保健所

神戸市衛生局保険課『衛生局の歩み』  
神戸市印刷所、1969年3月。



← 船舶給水作業



港外停泊船 →



← コレラ防疫活動



自衛隊の協力



和田岬・埋立地においてバナナ焼却

# 中華義荘

神戸市にある華人・華僑系の共同墓地

明治時代、国際貿易港の神戸港や横浜港の近隣に外国人墓地と中華義荘があった。

清国人が年に数回ほどまとめて清国へ遺体を移送するための仮墓地であったが、後、一部がそのまま残され、華人・華僑系の共同墓地となった。

# 拡大の変遷

中華義荘は開港後の1871年(明治4年)に兵庫県が600坪の土地を貸与し、宇治野村(現在の神戸市中央区中山手7丁目)に開設される。1873年(明治6年)さらに1627坪の土地を購入して共同墓地「中華義荘」となる。

神戸測候所の西:南京墓と通称

1924年(大正13年)、現在の神戸市長田区林田区長田村(現在の長田区滝谷町1丁目9-1)に移転。

見 取 図

より自動車進入可能



神戸華僑歴史博物館  
所蔵中華義荘関連資  
料より

# 土葬と火葬

1881年(明治14)3月24日以後、神戸区内市街寺院において死屍埋葬の旧慣習は健康を害するの恐れありとなされ禁止。火葬の上遺骨を埋葬する事に。

しかし、土葬は、兵庫南逆瀬川字外墓、山本通城ケ口埋葬地外12か所において許された。(開港三十年記念会『神戸開港三十年史下巻』金子印刷、1898年11月、p.530)

城ケ口、会下山に火葬場有(神戸市役所衛生課『神戸市役所衛生大観』明星舎、1926年3月、p157)。



# 中華義莊から故郷へ

華僑は一時土葬し故郷に葬る習慣がある。  
故郷に送る必要経費一万円乃至二万円  
(現在の約3~7千万円)。

遺体埋葬場所に限りがあるため、十年ごとに百数十体を一時小型の白木の箱に入れて送還。遺体の周囲に糶殻を灰にしたものを詰めて腐肉を吸収、白骨化させていた。費用は三公所所属会員の負担、遺族からは寄付以外では徴収していない(神戸華僑歴史博物館所蔵中華義莊関連資料より)。

# まとめ

市川の言う通り、コレラが居留地でも罹患者が発生する中で、居留地行事局が隔離、消毒などの防疫活動を行い、感染症対策において従来の属人主義的な原則から踏み出し、神戸居留地に居住しているという条件のもとで、属地主義的な対応を採用していた。しかし、1890年のコレラ対策の際には、日本側が主体となって居留地内においても日本人社会と同じ感染症対策をおこなうようになった(市川2015)。

では、完全に日本人社会と同じ対応になったのかというと、旧居留地内での外国人の健康診断、消毒は必ず欧米人医師立ち合いが条件とされたり、土葬が許可され故郷に送還していたなど日本側と外国側の妥協点がはかられ実施されていた。